

スポーツ産業の成長促進事業委託要項

平成29年3月29日
スポーツ庁次長決定
一部改正
平成30年2月13日
一部改正
平成31年2月4日
一部改正
令和2年2月3日
一部改正
令和3年3月4日
一部改正
令和4年3月29日
一部改正
令和5年4月25日
一部改正
令和6年2月16日
一部改正

1. 趣 旨

スポーツ分野の産業化を進めることにより、スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の充実に再投資する好循環を成立させ、持続可能なスポーツの振興に資することを目的とする。

2. 事業の内容

本事業では、以下の取組を実施する。

(1) スポーツ×テクノロジー活用推進事業

スポーツの「する」「みる」「ささえる」場面におけるテクノロジーを活用した先進的な取組を支援するとともに、スポーツデータを分析活用できる人材確保に係る調査や実証等を行う。また、新しい収益源の確保やスポーツ市場規模拡大に向け、テクノロジーの活用を含めた具体的な施策や仕組みに関する調査・検討等を行う。

(2) スポーツオープンイノベーション推進事業

スポーツ界と他業界の共創により、新事業が持続的に創出される社会の実現に向けて、新事業の創出支援、国内の優良事例の顕彰、先進的な事例の情報発信を行うとともに、地域におけるスポーツを核としたオープンイノベーションプラットフォーム(SOIP)構築を支援する。また、新しい収益源の確保やスポーツ市場規模拡大に向け、他業界との共創を含めた具体的な施策や仕組みに関する検討等を行う。

(3) スタジアム・アリーナ改革推進事業

まちづくりや地域活性化の核となるスタジアム・アリーナの整備を推進するため、モデルとなる対象施設の選定並びに「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック」の改訂方針に係る調査及び経済的価値・社会的価値の評価方法の定量化・具体化に係る調査を行う。また、他地域の参考となり得る先進的なスタジアム・アリーナ整備に係る具体的な構想・計画の策定支援等を行う。

(4) スポーツホスピタリティ推進事業

スポーツホスピタリティ向上の取組を実施することによる効果や影響等を調査分析するとともに、先進事例の発掘を行う。

3. 事業の委託先

本事業の委託先は、法人格を有する団体（以下「団体」という。）又は地方公共団体とする。

4. 委託期間

本事業の委託期間は、契約を締結した日から当該年度の3月31日までとする。

5. 委託手続

- (1) 団体又は地方公共団体が事業の委託を受けようとするときは、委託事業実施計画書（別添1）をスポーツ庁に提出すること。
- (2) スポーツ庁は、上記により提出された委託事業実施計画書等の内容を確認し、適切であると認めた場合、団体又は地方公共団体と委託契約書を取り交わし、事業を委託する。

6. 委託経費

- (1) スポーツ庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（設備備品費、人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) スポーツ庁は、本事業の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が委託要項又は委託契約書等に違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、委託費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。また、本事業のうち、再々委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、再委託を受けた事業の一部を第三者に委託（再々委託）することができる。

8. 事業完了（廃止）の報告

受託者は、本事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、委託事業完了（廃止）報告書（別添2）及び支出を証する書類の写を、終了した日から10日を経過した日、又は当該年度の契約期間満了日のいずれか早い日までに、スポーツ庁に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) スポーツ庁は、上記8.により提出された委託事業完了（廃止）報告書について審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託者へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、本事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) スポーツ庁は、受託者における本事業が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) スポーツ庁は、委託事業の実施に当たり、受託者の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

- (3) スポーツ庁は、必要に応じ本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 受託者は、委託事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) 委託事業の実施に伴い発生した著作権は、原則としてスポーツ庁に帰属させるものとする。
- (6) 受託者は、委託事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (7) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に際して疑義等が生じた場合には、スポーツ庁と受託者において協議のうえ決定する。